

国土形成計画について

国土計画については、国土総合開発法に基づき、これまで5次にわたり全国総合開発計画が策定されていたが、開発基調・量的拡大を志向する全国総合開発計画の制度を抜本的に見直すため、平成17年12月に関係法令を一部改正して、国土形成計画法（以下「法」という。）を施行し、成熟型社会に対応した新たな国土形成計画を策定することとされた。

計画の策定に当たっては、今後概ね10ヶ年間における国土づくりの方向性を示す「全国計画」に加えて、国と地方の協働による8つの広域ブロックのビジョンづくりを目指す「広域地方計画」の策定が制度化されている。

なお、全国計画は国が、広域地方計画は広域地方計画区域ごとに設置した広域地方計画協議会における協議を経て国土交通大臣が定めることとなっており、県はその広域地方計画協議会の構成員として協議に加わる。

1 全国計画の策定

（1）全国計画の決定

平成20年2月13日の国土審議会において政府原案了承の答申がされ、平成19年度中の閣議決定を予定していたが、道路特定財源議論の影響で閣議決定時期が遅れ、平成20年7月4日に閣議決定された。

（2）全国計画の概要

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを基本的な方針として、その実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承の4つの戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を定めている。

2 中国圏広域地方計画の策定

（1）広域地方計画の区域

平成18年6月に国土審議会圏域部会において、広域計画の区域が現行の第5次全総と同じ「中国5県」として取りまとめられ、平成18年7月、広域地方計画区域を定める政令により決定。

(2) プレ広域地方計画協議会（事務局は国土交通省中国地方整備局）

全国計画決定後、1年以内を目途に広域地方計画を策定することとなっていることから、法に基づく協議会の設立に先立ち、平成18年11月に中国圏プレ広域地方計画協議会が設置され、中国地方の広域地方計画の策定準備が進められてきた。

(3) 中国圏広域地方計画協議会（事務局は国土交通省中国地方整備局）

全国計画が閣議決定されたのを受けて、平成20年8月13日、法に基づく中国圏広域地方計画協議会（国の地方行政機関、中国5県等地方公共団体、経済団体で構成する協議会）が設置された。

(4) 今後の取組

中国圏広域地方計画協議会においては、圏域の将来像を実現するための圏域の特色を生かした具体的な取組など、独自性のある計画づくりに向けた検討及び協議を進め、ロック内市町村や有識者等の意見を踏まえ、計画原案を作成し、パブリックコメントを実施したうえで計画を策定する予定である。

国土形成計画(全国計画)について

国土形成計画の枠組み

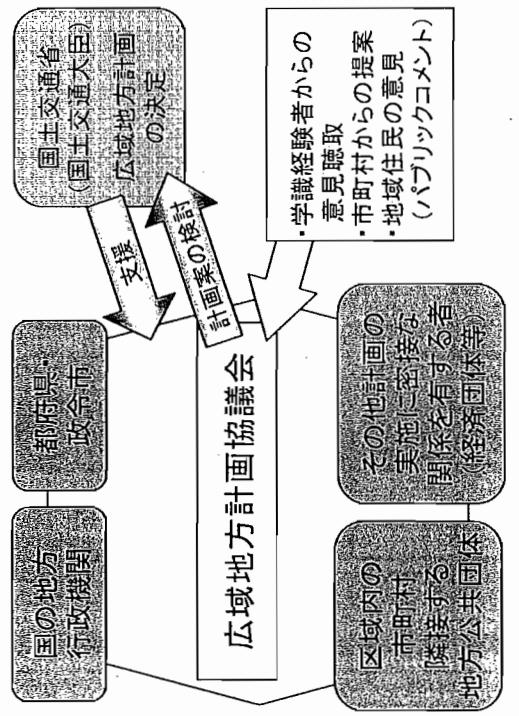
根拠法: 国土形成計画法
(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



広域地方計画

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
- ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力

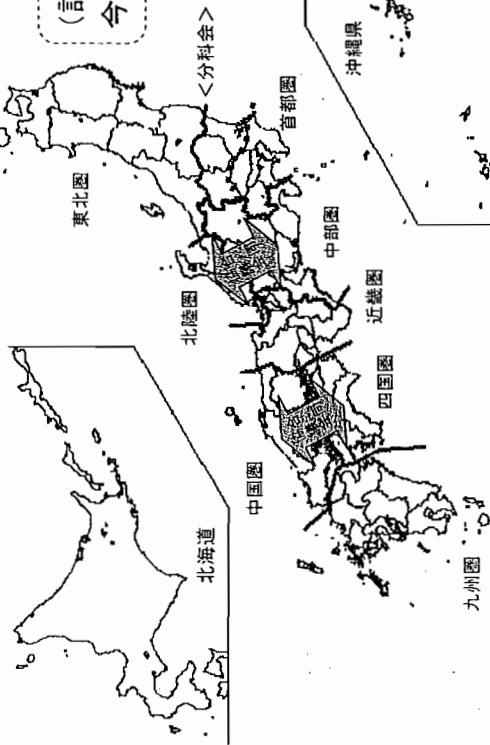


- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画づくり」へ
- 国主導から二層の計画体系(分権型の計画づくり)へ

新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

(計画期間)
今後概ね10ヶ年間

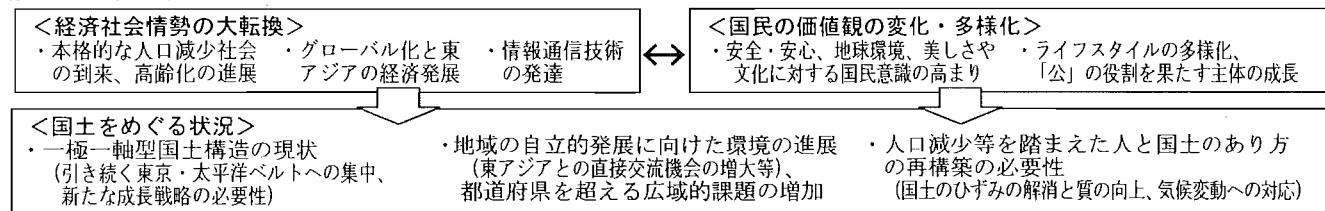


- > 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
 - > 各ブロックが交換・連携、相乗効果による活力
 - > 各地域が相互に補い合って共生
 - > 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築
- このためブロックの外に向かっては、とりわけ、
- ・ 東アジア等との交流・連携
 - ・ 太平洋のみならず、日本海及び東シナ海の活用
- ブロックの内部では、
- ・ 成長エンジンとなる都市・産業の強化
 - ・ 各地域が連携、相互補完
 - ・ 地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

国土形成計画（全国計画）の概要

第1部 計画の基本的考え方

第1章 時代の潮流と国土政策上の課題



第2章 新時代の国土構造の構築

＜新しい国土像＞

「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」

- ・各広域ブロックが、東アジア等との交流・連携、資源を活かした特色ある地域戦略の展開により、成長力を強化
- ・各地域が魅力を発揮するとともに、相互に補い合って共生し、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を再構築
- ・このため、成長エンジンとなる都市・産業の強化、ブロック内外の交流・連携の促進、多様な主体の協働による地域力の結集

＜自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働＞

- ・広域地方計画の策定
- ・官民による地域戦略を支え実現する支援等の総合的支援
- ・地方分権等の環境整備

＜計画期間＞

・今後概ね10ヶ年間

第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

----- (グローバル化や人口減少に対応する国土の形成) -----

----- (安全で美しい国土の再構築と継承) -----

（1）東アジアとの円滑な交流・連携

- ①東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化
- ②東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成
- ③円滑な交流・連携のための国土基盤の形成

（3）災害に強いしなやかな国土の形成

- ①減災の観点も重視した災害対策の推進
- ②災害に強い国土構造への再構築

（2）持続可能な地域の形成

- ①持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- ②地域資源を活かした産業の活性化
- ③美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- ④地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

（4）美しい国土の管理と継承

- ①循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成
- ②流域圏における国土利用と水循環系の管理
- ③海域の適正な利用と保全
- ④魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

（5）「新たな公」を基軸とする地域づくり（横断的視点）

- ①「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム
- ②多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

第4章 計画の効果的推進

- (1) 国土基盤投資の方向性 (2) 国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング (3) 計画関連諸施策の点検等 (4) 国土利用計画との連携

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備

- (1) 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保（中古住宅市場整備等）
- (2) 暮らしやすく活力ある都市圏の形成（集約型都市構造、医療等の連携等）
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成（集落機能の維持・再生等）
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進（二地域居住等）
- (5) 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

第2章 産業

- (1) イノベーションを支える科学技術の充実（科学技術基盤の強化等）
- (2) 地域を支える活力ある産業・雇用の創出（魅力ある企業立地環境整備等）
- (3) 食料等の安定供給と農林水産業の展開（担い手育成・確保、輸出促進等）
- (4) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信

第3章 文化及び観光

- (1) 文化が育む豊かで活力ある地域社会（新しい日本文化の創造・発信等）
- (2) 観光振興による地域の活性化（国際競争力のある観光地づくり等）

第4章 交通・情報通信体系

- (1) 総合的な国際交通・情報通信体系の構築（広域ブロックゲートウェイ等）
- (2) 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築
- (3) 地域交通・情報通信体系の構築（ユビキタスネットワーク基盤等）

第5章 防災

- (1) 総合的な災害対策の推進（減災、交通・情報通信の迂回ルート等の余裕性等）
- (2) 様々な自然災害に的確に対応するための具体的な施策

第6章 國土資源及び海域の利用と保全

- (1) 流域圏に着目した国土管理（総合的な土砂管理等）
- (2) 安全・安心な水資源確保と利用（渇水に強い地域づくり等）
- (3) 次世代に引き継ぐ美しい森林（担い手育成・確保等）
- (4) 農用地等の利用の増進（農地の効率的利用等）
- (5) 海域の利用と保全（沿岸域の総合的管理等）
- (6) 「国土の国民的経営」に向けた施策展開

第7章 環境保全及び景観形成

- (1) 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築（温暖化対策等）
- (2) 健全な生態系の維持・形成（広域的なエコロジカル・ネットワークの形成等）
- (3) 良好な景観等の保全・形成（地域の個性ある景観の形成等）

第8章 「新たな公」による地域づくりの実現

- (1) 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備（中間支援組織の育成等）
- (2) 多様な主体による国土基盤のマネジメント
- (3) 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

第3部 広域地方計画の策定・推進

第1章 基本的考え方

- ・広域ブロックごとの特色ある施策展開
- ・広域地方計画協議会を通じた地域の関係主体の協働
- ・北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携

第2章 独自性のある広域地方計画の策定

- (1) 策定に当たって必要な検討事項
 - ①地域の現状分析に基づく地域特性の把握
 - ②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案
 - ③重点的・選択的な資源投入
- (2) 地域戦略の立案に当たっての視点
 - ①国土上の自らの位置付けと東アジアでの独自性の発現
 - ②特性を踏まえた域内の各都市・地域の連携方策
 - ③全国共通の課題に対するブロック独自の対応策
 - ④それぞれの広域ブロック固有の課題への取組

中国圏広域地方計画のイメージ

- 本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展
- グローバル化の進展と東アジアの経済発展
- 情報通信技術の発達
- 安全・安心、環境や美しさ、「文化」に対する国民意識の高まり
- ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長



【中国圏の現状・課題】

- (1) 全国に先行した人口減少・高齢化の進展
- (2) 扩大する東アジアとの経済交流
- (3) 圏域内での日帰り交流が困難な地域やデジタルデバイドの存在
- (4) 蓄積のあるものづくり産業と成長の乏しいサービス産業
- (5) 衰退し集落の消滅が危惧される中山間地域
- (6) 中心市街地の空洞化などが懸念される都市地域
- (7) 圏域内格差に対する脆弱さを内包する中国圏
- (8) 水害や地震等に対する脆弱さへの対応
- (9) 地球温暖化や地域の水循環等への対応
- (10) 基礎自治体の再編と生活に必要なサービスの確保
- (11) 「新たな公」を担う住民等の活動の活発化

【中国圏の特徴】

- (1) 東アジアや西日本における交流の歴史と地理的優位性
中国圏は、中國大陸・朝鮮半島などに近接している地理的位置を背景に、東アジアと文化・経済に関する深い関わりを有していた。また、日本海及び瀬戸内海の海上交通並びに山陰道及び山陽道など陸上交通を使い、大陸や九州と奈良・京都・大阪などを結ぶ西日本の交通の要としての役割を担ってきた。このため中国圏には、古代出雲國など日本の歴史上、特に重要な文化が蓄積している。また、原爆ドーム、厳島神社、石見銀山遺跡という世界遺産を有している。
- (2) 欧州の中規模国に匹敵する人口・経済力
中国圏の人口は約770万人、総生産は約29兆円(約2,700億㌦)であり、これはオーストリアやデンマーク等の欧洲の中規模国に匹敵する。また、中国圏全体の域際収支はほぼ均衡しており、圏域全体で見ると経済的自立が可能なポテンシャルを有している。
- (3) ものづくり産業の強みによる自立的発展の可能性
中国圏は、「オシリーワン企業」や「ナンバーワン企業」が多数立地するなど、ものづくり産業が臨海部を中心集積し、移出を通じた域外からの所得獲得力は地方ブランドを有している。
- (4) 分散する様々な規模の都市と豊かな自然の共存の可能性
中国圏は、様々な規模の都市が森林・里山等の豊かな自然と近接して分散的に存在しており、連携・交流が比較的容易な地域構造を形成している。

中国圏の目指すべき姿（将来像）

○地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏

中国圏は、古来、大陸文化の橋渡し役を果たすなど、交流を通じて文化・産業の両面にわたり各地で様々な発展をしてきた。それらを基盤とした新たな交流・連携により、中国圏全体の持続的発展を目指す。

- 多様な地域が連携した一体感のある中国圏の形成

- 隣接圏域を含めた交流・連携による活力・魅力の向上

- 東アジアをはじめ世界に開かれた交流・連携

- 中国圏の持続的発展を支える多様な人材の育成・確保

○産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

ものづくりを中心とした高度な産業集積や、農林水産物、伝統技術、観光資源などの幅広い地域資源を有する中国圏において、そのポテンシャルを活かし、環境問題等の対応を含めた新たな挑戦により持続的な経済成長を目指す。

- 国際競争力のある産業の振興

- 地域の活力につながる産業の振興

- 地域資源を活かした地域経済の活性化

- 地球温暖化・エネルギー問題への対応による産業の振興

○多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏

日本海や瀬戸内海、中国山地などの変化に富んだ自然の中で、中山間地域等と都市地域が一體的な生活圏を形成し、地域性に富む文化を育んできた中国圏において、多様で豊かな生活と仕事をともに楽しめる地域づくりを目指す。

- 中山間地域等と都市地域の交流・連携等による生活サービス機能の確保

- 安全・安心な国土・地域づくりの推進

- 多様な主体が連携・協働した地域づくりの推進

【将来像において横断的に持つべき視点】

- 地球温暖化対策の推進

- 基幹的交通・情報通信ネットワークの形成

- 都市地域と中山間地域等を総合的に捉えた地域戦略の推進

中国圏広域地方計画協議会構成員一覧

〈国の地方行政機関〉	警察庁中国管区警察局 総務省中国総合通信局 財務省中国財務局 厚生労働省中国四国厚生局 農林水産省中国四国農政局 林野庁近畿中国森林管理局 経済産業省中国経済産業局 経済産業省九州経済産業局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 国土交通省中国運輸局 国土交通省九州運輸局 国土交通省大阪航空局 海上保安庁第六管区海上保安本部 海上保安庁第七管区海上保安本部 海上保安庁第八管区海上保安本部 環境省近畿地方環境事務所 環境省中国四国地方環境事務所
〈県〉	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
〈指定都市〉	広島市
〈市町村〉	岡山市 北九州市 総社市（全国市長会中国支部） 萩市（全国市長会中国支部） 安芸太田町（中国五県町村会連合会）
〈経済団体等〉	中国経済連合会 中国地方商工会議所連合会